

海洋生物の希少性評価検討会 委員名簿及び検討過程の議論・意見の概要

1. 検討の概要

(1) 検討会の名称

海洋生物の希少性評価検討会

(2) 検討委員 (50 音順、敬称略、*は座長)

魚住 雄二 独立行政法人水産総合研究センター国際水産資源研究所所長
川井 浩史 国立大学法人神戸大学大学院理学研究科教授
白山 義久* 独立行政法人海洋研究開発機構理事
瀬能 宏 神奈川県立生命の星・地球博物館専門学芸員
野村 恵一 株式会社串本海中公園センター水族館副館長
逸見 泰久 国立大学法人熊本大学沿岸域環境科学教育研究センター教授
松田 裕之 国立大学法人横浜国立大学環境情報研究院教授
和田 時夫 独立行政法人水産総合研究センター理事

(3) 事務局

環境省自然環境局野生生物課
水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室

(4) 会議開催スケジュール

第1回検討会：平成24年10月11日(木)16:00～18:00

第2回検討会：平成24年12月6日(木)16:00～18:00

第3回検討会：平成25年1月17日(木)15:00～17:30

第4回検討会：平成25年2月27日(水)15:00～17:00

2. 検討過程の議論・意見の概要

(1) 環境省レッドリスト(陸域)との関係

- 本事業では既存の環境省レッドリスト(陸域)との重複をさけて、重複して絶滅のおそれを評価しなくてもよいが、将来的にはどう陸域との整合性をとるかを検討する必要がある。
- 陸域と更新のペースを合わせるべき。また、将来的には海と陸という生息環境ではなく分類群単位で整理をするのが妥当ではないか。
- 既存の環境省レッドリスト(陸域)とは、次回の見直しの時期を目途に、統合や掲載種の移動など、双方の関係の整理を行いたい。(事務局)

(2) 評価基準・評価方法

1) 環境省レッドリスト(陸域)のカテゴリーと基準を用いることについて

- 基本は環境省レッドリスト(陸域)のカテゴリーと基準をそのまま用いることでよいが、海洋生物と陸域の生物は生物学的特性が大きく異なり、特に、自然変動や再生産力の大小などの種の特性によっては、定量基準の数値が不適切な場合があるため、基準の適用の仕方については工夫が必要。

2) 定量基準と定性基準

- 分類が難しい、個体数や分布に関する情報が少ないなどの事情により、そもそも定性評価しかできない分類群もあるのではないか。
- 科学的客観性からも使えるデータは有効に使ってきちんと評価を行うべきである。分科会ごとに定性か定量か一律に二者択一するのではなく、柔軟に考えるべき。
- 評価対象種が限られるかもしれないが、基本的に定量的に評価をできる方が望ましいと考えている。定量的評価が不可能な分類群のみ定性基準による評価も可とし、実際の評価を行う分科会に、どうするかを判断してもらいたい。(事務局)

3) 基準の適用

- 個体数が多い種に基準 A を適用すると絶滅のおそれが過大評価される懸念があるため、基準 E の優先や付加的事情による補正などの工夫が必要であり、広くアイデアを求めて改善していくべき。
- 基準 A の適用にあたり、漁獲量が資源量(個体数)を反映していない場合には、努力量を評価できればよいが、定性的にしか分からない場合に、客観性を担保しながらどう斟酌するかという問題がある。
- IUCN の手引きでも言及があるが、自然変動や資源管理目標の範囲内での減少については、絶滅のおそれが高まる減少とは見なさないよう考慮する必要がある。
- 基準 B では、基本的に移動しない種は「生息地面積」を用いるのが適切であり、それは水深や岸からの距離から推定はできるが、判断が難しい場合はある。また、均一に分布しているわけではないので、1つの連続した集団か、近接した2つの集団かの判断は難しいが、生息地点数の算定の仕方によってカテゴリーが上下するので、ガイドラインが必要。
- 情報が少ない種では、「最大で見積もっても基準中の個体数や生息地面積の数値に達しない」と推定して判断できるものもある。ただし広く情報を集める努力をすべき。
- 管理の効果によって資源の減少が下げ止まり、維持・回復している場合には、評価にあたって考慮すべき。特に基準 E を適用する考え方を反映させるべき。

4) その他

- 海洋生物のレッドリストでも、特段の必要がある場合には、絶滅のおそれのある

地域個体群を評価した方がよい。

- 社会的な関心が高い種で、絶滅のおそれがないと評価されたものについては、公表時にその旨を説明することに賛成。
- 利用されている種については、持続的に利用するため適切に管理しようとされているが、管理の効果は、評価の中や、評価結果の公表時に考慮されるものと理解。

(3) 評価対象

1) 二国間、多国間協定の対象種の扱い

- 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)、北太平洋漁業委員会 (NPFC)、国際捕鯨委員会 (IWC) といった国際的枠組みで二国間、多国間協定の対象となっている種は、我が国に限定した希少性の評価を別途行うことは適切ではないため、評価対象から除外することとしたい。(事務局)
- 保全の基礎資料とするという目的からしても、二国間、多国間協定の対象種は評価対象から除外するのが妥当である。
- 除外することは反対。最初から評価せず対象から除外するのは、対外的にもマイナスである。また、小型鯨類は IWC の管轄外というのが日本の立場と理解。
- 除外した理由を客観的に説明できることが重要。そのためにも、国際的な枠組みで何らかの評価がなされているのか、まだ発足していない枠組みもあるが状況はどうなっているのかといった、これらの種の情報が部外者にもわかるように公表されていることが重要。
- これらの国際的な枠組みにおいては、資源評価が行われる。発足前の NPFC でも科学委員会を開催して既に資源評価を実施している種もある。これらの資源評価の結果はホームページで公表される。なお、多くの種は IUCN が絶滅のおそれを評価している。(事務局)
- 小型鯨類については、対象から除外するのではなく、多くの知見を有する水産庁が評価を行うこととしたい。(事務局)

2) 国内の資源評価対象種の扱い

- 資源評価が行われている種については、評価を実施する主体が管理・保全措置を含め対応しているため、対象から除外すべき。
- 水産庁が資源評価と管理をしっかり行っている種は、さらにここで重複して評価を行うべきではない。
- 資源評価と絶滅のおそれの評価は異なる。また、資源管理を実施する主体とは別の主体が評価をすることに意義がある。評価せずに除外するのはレッドリストの信頼性を大きく下げる。
- 資源評価対象種については、資源評価を行っており、管理に責任を有する水産庁

が評価を行うこととしたい。なお、評価の頻度や結果の公表は環境省と同じ原則で進める。(事務局)

3) その他

- 亜種と系群について混乱しないよう、評価の単位について定義をすることが必要。
- 分類学的に定義された単位、つまり種や亜種を評価対象とし、系群は評価対象としないということとすべき。
- 学名が与えられていないが種の認識があるものについては、原則、評価対象とすべき。
- 分類について準拠した文献を評価票などに明示して評価を行うべき。

(4) 評価体制

- 評価対象には漁業対象種も多く含まれており、水産関係の情報の集約が必要となるため、分科会や作業部会の委員の構成にあたって配慮する必要がある。また、使えるデータはできるだけしっかりと集めるという工夫、意識が重要。
- 様々な機関や立場の専門家、特に水産関係の専門家に本来の業務外で協力をお願いする場合にも、支障が生じないように配慮して、動きやすい評価体制を整えてほしい。また、水産種とそれ以外の種の情報量には大きな隔たりがあるため、評価の判断に必要な情報量等について、水産関係者とそれ以外の専門家の意見交換の場がほしい。

以上